

## 第4次東海市地域安全活動行動計画の策定にかかる答申

### 1 第4次東海市地域安全活動行動計画策定に当たって

#### (1) 目的

東海市総合計画に位置付けられた「交通事故や犯罪のない安全で安心なまちをつくる」を推進するとともに、犯罪発生状況（刑法犯認知件数）の減少を目指し、実効性の高い施策を実施するとともに、第3次東海市地域安全活動行動計画を引き継ぎ、「第4次東海市地域安全活動行動計画」を策定とされたい。

また、犯罪のない安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市・市民・事業者及び警察が一体となった地域安全活動を展開することが重要であることから、行動計画は分かりやすく共有できる目標を設定し、その推移状況の検証に努められたい。

#### (2) 期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間の行動計画とし、今後、更に充実・強化が期待される取組については、できる限り取り入れていくこととし、発展性をもたせた行動計画とされたい。

#### (3) 施策展開

市民一人一人の防犯意識の高揚と地域における自主防犯団体の活動の活発化に向けた支援を進めるとともに、住宅対象侵入盗や自動車盗、特殊詐欺等の被害減少へ向けた対策に努めること。

#### (4) 成果指標

東海市総合計画では、市民アンケートから得られたニーズを施策に位置付け、まちづくりの進み具合を数値で測るものさしとして「成果指標」を設定し、毎年の現状値の推移などを確認し、改善できる仕組みとなっていることから、本計画においても、成果指標に定め、進行管理に努めること。

### 2 行動計画の目標

市・市民・事業者及び警察が一体となった地域安全（防犯）活動を展開し、刑法犯認知件数を毎年1%以上減少させるとともに、住宅侵入盗などの重点罪種についても毎年減少させるように努めること。

### 3 基本戦略

目標を達成するために、特に重点的に取り組むべき次の基本戦略を設定されたい。

#### (1) 防犯意識の高揚と地域防犯力の向上

犯罪に遭わないために市民一人一人が自分の身は自分で守ることを意識し、行動するため、啓発や情報提供を行うことで防犯知識・防犯意識の高揚を図る。

また、自主防犯団体や市民の防犯活動の活発化を図るとともに、市・市民・事業者及び警察が連携を図りながら、地域の防犯力向上の推進を図る。

#### (2) 犯罪が起きにくい社会づくり

犯罪防止に配慮した住宅・公園・道路等の整備を図り、犯罪が起きにくい社会づくりを推進する。

#### (3) 市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

学校・地域・家庭及び警察等が一体となって、子どもを犯罪から守るための安全対策を進める。

また、組織化された犯行グループにより連続的に行われる犯罪や、新手の犯罪など市民の安全・安心を脅かす犯罪に迅速、的確に対応し、被害の未然防止・拡大防止を図る。

### 4 基本戦略を推進するための施策

#### (1) 防犯意識の高揚と地域防犯力の向上

##### ア 防犯意識啓発活動の推進

市、市民、事業者及び警察が連携し、四季の安全なまちづくり県民運動期間等に懸垂幕や横断幕の掲示、広報誌への掲出や市庁舎での来庁者に対する啓発広報、防犯啓発キャンペーンの実施、市広報車による巡回広報等を行うことで、市民の防犯意識を高めること。

##### イ 犯罪に関する情報提供

広報紙やホームページ等で防犯に関する各種情報を掲載するとともに、メール等による情報発信を実施し、市民の防犯意識を高めること。

##### ウ 自主防犯団体や市民団体への活動支援

自主防犯団体やコミュニティ等に対して防犯活動用品等の貸与を実施することで、防犯活動の促進及び活性化を図り、地域の防犯力を高めること。

##### エ 地域安全指導員の運用

地域安全指導員（警察OB）が青色防犯パトロール車両で市内一円の防犯パトロールを実施することで啓発広報活動を行うとともに、公園内のパトロールや夜間のパトロールを実施することで犯罪発生抑止とし、地域の防犯力を高めること。

## (2) 犯罪が起きにくい社会づくり

### ア 防犯性の高いまちづくりの推進

防犯灯や防犯カメラを計画的に設置し維持管理に努めるとともに、一戸一灯運動（各家庭の門灯・玄関灯等の照度を確保することで、地域全体を明るくし、犯罪を抑止するための運動）を推進することで、夜間における地域の安全確保に努め、防犯性の高いまちづくりを目指すこと。

### イ 防犯モデル地区の活動促進

防犯モデル地区を指定し、地域特性に合わせた防犯対策を積極的に講じ、効果的に犯罪を防ぐことにより、地域の防犯力を高めること。

### ウ 青少年非行防止の推進

市・学校・地域及び警察が連携を図り、青少年の非行・被害防止を図るとともに、補導歴のある未成年者が再び犯罪行為に手を染めることのないよう、健全な生活への立ち直りを支援することで、犯罪が起きにくい社会を目指すこと。

## (3) 市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

### ア 保育園・学校における危機管理と安全教育の実施

保育園・学校において、フェンス・門扉等の適切な管理や防犯カメラ等の設置を行うことで不審者の侵入を防止し、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施等、危機管理を徹底することで、子どもの安全を確保すること。

また、SNSの適切な利活用やサイバー犯罪（インターネット等の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等、情報技術を利用した犯罪）についての教育を行うことで、子どもの防犯意識を向上させること。

### イ 各家庭における防犯対策の推進

高齢者を標的とした特殊詐欺や、住宅を対象とした侵入盗・自動車盗の被害が増加していることに伴い、特殊詐欺等被害防止対策機器や防犯用具

の購入費（住宅侵入盗・自動車盗に効果を有するもの）に対する補助を行うことで、各家庭における防犯対策を推進することにより、地域の防犯力を高めること。

#### ウ 不審者情報の提供

市内において不審者の通報等があった場合は、関係機関に対して情報提供を行うとともに、市・学校・地域及び警察が連携を図り、市民の安全を確保すること。

#### エ 暴力団排除活動の推進

市・警察が連携して、暴力団を社会から孤立させるための対策を徹底し、暴力団追放三ない運動＋１（暴力団を恐れない・暴力団に金を出さない・暴力団を利用しない・暴力団と交際しない）を市民及び事業者に推進することにより、犯罪が起きにくい社会を目指すこと。

#### オ 子どもの安全対策

市・学校・地域及び警察が連携を図り、通学路や公園等の安全点検を実施することで危険個所の整備を推進し、防犯訓練を通じて防犯意識の向上を図るとともに、登下校時には地域安全指導員や自主防犯団体等によるパトロールを実施することで子どもの安全を確保すること。

#### カ 犯罪被害者等への支援

市民・事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性、二次被害及び再被害の防止の重要性等についての理解を深め、市・警察が犯罪被害者等に対する必要な措置を講じることで、犯罪被害者等を支える地域社会を目指すこと。